

2023 年 4 月から 第 14 次労働災害防止計画が始まります



「労働災害防止計画」とは？？？

「労働災害防止計画」は、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を、5 年おきに見直し、計画を策定しています。



第 14 次労働災害防止計画の重点事項

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進



【計画が目指す社会（引用）】

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据え、また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR（バーチャル・リアリティ）やAI等の活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。



事業者及び労働者の皆様におかれましては、これから 5 年間（2023 年度～2027 年度）、第 14 次労働災害防止計画を軸に事業場における災害防止の推進を図っていただきたいと思います。

なお、計画の詳細については厚生労働省 HP 等において確認をしていただきますようお願い申し上げます。



労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは
労災保険・労働保険等のお問い合わせは
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第 1～4 方面 (086-225-0591)
安全衛生課 (086-225-0592)
労 災 課 (086-225-0593)
総合労働相談コーナー (086-283-4540)



厚生労働省 岡山労働局
岡山労働基準監督署

解体・改修・各種設備工事の受注者の皆さまへ 忘れていませんか？石綿の有無に係る事前調査結果の報告

建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、**工事の規模、請負金額にかかわらず**、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。

事前調査は原則すべての工事が対象ですが、以下の一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が 80 m ² 以上
	改修 (※1)	請負金額が税込 100 万円以上
特定の工作物 (※2)	解体・改修	請負金額が税込 100 万円以上

(※1)建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

(※2)定期改修や、法令に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。



【事前調査結果の報告について】

パソコンやスマートフォンで「石綿事前調査結果報告システム」を使用すれば 1 回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができるため便利です。また、24 時間報告できるため、役所の開庁時間を気にしなくて済み、時間の節約にもなります。

石綿事前調査結果報告システム

検索



労働災害発生状況

※「休業」は休業 4 日以上の災害
2023 年発生件数と前年同時期比較（死亡 3/20 速報値、休業 2/28 速報値）

業 種	2023年		2022年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製 造 業	0	21	0	27	0	▲ 6
金属製品	0	2	0	3	0	▲ 1
機械器具	0	4	0	5	0	▲ 1
化学工業	0	0	0	3	0	▲ 3
食料品	0	9	0	7	0	2
その他	0	6	0	9	0	▲ 3
建 設 業	0	7	0	10	0	▲ 3
運輸交通業	0	19	0	8	0	11
旅 客	0	3	0	2	0	1
道路貨物	0	16	0	6	0	10
第三次産業	0	177	0	83	0	94
商 業	0	8	0	12	0	▲ 4
保健衛生	0	151	0	43	0	108
接客娯楽	0	5	0	4	0	1
その他	0	13	0	24	0	▲ 11
その他の業種	0	1	0	1	0	0
全 産 業	0	225	0	129	0	96

2023年（全産業）は225件の内コロナ感染によるものは141件、2022年（全産業）は129件の内47件

技能実習生を受け入れている事業主の皆さま

技能実習生に対するその行為は 人身取引です



人身取引※は、重大な人権侵害であり、犯罪です

技能実習生に対する「強制労働」や「中間搾取」などは、人身取引に該当する可能性があります。絶対にやめましょう。

※ 労働搾取目的の人身取引に該当する事案とは、
①法人または個人が財産上の利益を得る目的で、
②暴力の行使、脅迫、監禁、詐欺、権力の濫用またはせい弱な立場に垂するなどの手段を用いて、
③加害者の影響下から離脱することを困難な状態に置いた上で、労働者の意思に反して働かせるの3つの要件を満たすものです。

強 制 労 働



労働者の意思に反して働かせる行為

中 間 搾 取



第三者が労働者の賃金の一部を不当に得る（いわゆる「ピンハネ」）行為

また、右の様な暴力や脅迫等の手段で、技能実習生を従わざるを得ない状況にして、労働基準関係法令に違反して働かせる行為も「人身取引」に該当する可能性があります。



暴力、脅迫、監禁 その他の強制力



暴力、脅迫、監禁のほか、怒鳴る、殴りかかるとうする など

以下のような行為で技能実習生に恐怖を与え、働かせると、この手段に該当する可能性があります。

- ・頭を小突いたり肩を叩く
- ・住居から無断で外出を禁じ、勝手に外出すると罰金を取ると脅す
- ・語尾に「アホ」などの言葉を付けて強い口調で注意する など

入社後は適切な安全衛生教育の実施をお願いします。



4 月は多くの事業場において労働者の方が入社されますね。そして、入社後はどの事業場におかれましても座学や OJT による教育を実施されると思います。

教育の中で重要なのが「安全衛生」に関する教育です。特に危険が隣り合わせである業種（製造業・建設業・運輸業等）の安全衛生教育は、自分及び同僚の命を守るものですから、何事にも代えがたい重要なものであると考えます。また、商業や社会福祉施設などお客様や利用者の方に対する教育は充実されていると思いますが、労働者自身の安全や健康に関する教育（特に行動災害防止対策）などの充実を図っていただきたいと思います。

日本の働き方は大きく変わりつつあります。外国人労働者や派遣労働者なども増加しています。従来の教育方法に加え、IT や DX などを活用した安全衛生教育の実施も考えていく時期だと考えます。

岡山労働基準監督署 署長 犬塚 浩司